

東ティモール出張報告 ～現地セミナー（戸籍法、商業登記法）と関係機関訪問～

前国際協力部教官（現法務省人権擁護局調査救済課補佐官）

荒川 豊

1 はじめに

2024年2月17日（土）から24日（土）まで、須田大国際協力部副部長、原彰一国際協力部教官、矢口昌宏国際専門官及び当職は、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に出張した。

今回の出張では、司法省及び土地財産委員会において今後の法制度整備支援の活動に関して意見交換をしたほか、法律司法研修所においてセミナーを実施した。

本稿では、これらの意見交換及びセミナーの概要について紹介し、今後の東ティモールに対する法制度整備支援の方向性について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

2 司法省

(1) 司法大臣表敬

東ティモールでは、2023年7月1日に政権交代があり、シャナナ・グスマン元首相率いる東ティモール再建国民会議（CNRT）を中心とした新政権が発足した。新政権における司法大臣は、検事出身のアマンディオ・ヴェネビデス氏であったが、2024年1月20日に急逝され、同年2月15日、セルジオ・ホルナイ氏が司法大臣に就任した。

ホルナイ司法大臣への表敬は、就任4日後の2月19日に、JICA東ティモール事務所の伊藤民平所長と共に、外国からの訪問団による最初の表敬として行うことができたところ、同大臣からは日本の長年にわたる協力に関して深い感謝が述べられた。また、同大臣は、2016年3月に当部で実施した「東ティモール共同法制研究」に公設弁護人事務所長として参加した経験があり¹、当部が東ティモールにおいて途切れることなく活動を続けていることについても深く理解され、この協力関係をより強固なものにしていきたいとの意向が示された。特に、土地関連法の運用や地籍関連の支援については、これまでの協力関係も踏まえ、大きな期待を寄せられていた。

(2) 法律諮問立法局との協議（今後の活動について）

司法省の法律諮問立法局では、ヴィタル局長及び同局職員と今後の活動について意見交換を行ったところ、ホルナイ司法大臣からも話があったとおり、土地関連法令について継続的に支援していくことを求められた。具体的には、国有の私的不動産、国

¹ 2016年3月の東ティモール共同法制研究の概要については、渡部吉俊「東ティモール共同法制研究」本誌第67号（2016年6月号）136頁以下を参照されたい。

有の公的不動産及びコミュニティによる共用不動産の管理について問題が生じており、それぞれの取扱いを定める3つの法案を起草しているところ、その原案に基づき詳細な協議を行いたいとのことであった。

国有の私的不動産は、ポルトガルやインドネシアが統治していた時代に政府が所有していた建物などで、国有の公的不動産は、港、空港、道路、河川、海岸などを意味している。これらは国有財産であるが、例えば、現在使用していない政府所有の建物に勝手に居住したり、港や河川の敷地の一部に建物を建築したりするなど、何らの許可も得ないまま私的に使用されている状態となっているものがあり、不法占有者が勝手に売却や賃貸をできないようにするとともに、政府が適切に管理や処分をすることができるよう、法令を整備したいとの意向が示された。コミュニティによる共用不動産は、人々が宗教的な行事を行う共同の祠などで、その管理や登録方法について整備する必要があるということであった。

このほか、宗教の自由に関する法律や個人情報保護に関する法律についても整備を進めているとのことであったが、これまで当部が土地関連法令の整備を長きにわたって支援してきたことから、上述のとおり、特に土地関連法令への支援を強く求められた。



【司法省職員との集合写真】

3 土地財産委員会

(1) 土地紛争の解決手続について

2020年に制定された土地財産委員会法によれば、土地に関する紛争があった場合、本来は調停を経た上で、土地財産委員会の委員が決定をすることになっているが、司法大臣の権限で行うこととされている調停人の募集がいまだに行われておらず、調停を実施することができないため、調停を実施せずに同委員会による決定をしている現状にあるということであった。

同委員会で決定が下されるまでの間、当事者は和解により解決を図ることもできるが、同委員会では、和解による解決はこれまで数件しかなく、ほとんどの解決が決定

によるということであった。決定書には、現地調査や尋問の結果など、当該結論に至った理由等を記載するとのことであり、同委員会の決定に不服がある場合は、裁判所に訴えることができる制度となっている。

同委員会に対しては、地籍調査の実施過程において所有者からの申告に基づき係争のある案件が多数送付されている状況にあることから、同委員会では数多くの係争を円滑に処理するため、日本における土地紛争の処理方法等に関心が寄せられており、当部の現地出張や本邦研修等の機会を利用して多くのことを学びたい旨の要望があった。



【委員との集合写真】

(2) 現地調査等

土地財産委員会の現地調査に同行し、ディリ中心部から車で45分程度の場所にあるメティナロ郡の係争地に赴いた。

係争地は、陸軍の駐屯地の近くで、現在は陸軍の給油所が建設されているが、申立人である個人は同土地を適法に買い受けており、自己に所有権があると主張している。その一方で申立人は、当該土地を自己に売り渡した者を明らかにすることを拒んでいるという状況とのことであった。

現地調査は、通常、案件を担当する委員3名（法務担当2名、技術（測量）担当1名）で行うということであった。今回は、現地で関係者から情報を聞き出し、先行する測量の結果の正確性も確認するという予定であったが、同委員会の事務職員の確認不足で、陸軍の関係者から聴取を行うために必要な許可が下りていなかったことが現地で判明し、陸軍の関係者に聴取を行うことはできなかった。

申立人側の様子は、聴取に当たって自らの見解を強く主張する場面があったものの、相手方が軍関係者ということもあったのか、現場の雰囲気は険悪になるようなことはなかった。しかしながら、委員の話によると、現地調査では申立人が凶器を持ち出すこともあるということで、今回も安全確保のために警察官が臨場していた。

4 法律司法研修所

(1) 公証人・登記官候補生に対するセミナー

冒頭、JICA東ティモール事務所の伊藤所長、当部の須田副部長、法律司法研修所のマルセリーナ所長からの挨拶の後、公証人・登記官候補生に対するセミナーが開会された。

本セミナーでは、公証人・登記官候補生36名に対して、当職から、日本の戸籍制度と商業登記制度について講義を行った。午前は戸籍制度、午後は商業登記制度というスケジュールで、それぞれの制度の仕組みと基本的な考え方を理解してもらえよう、簡単な事例を交えながら制度概要の説明を行った。

丸一日の長時間のセミナーであったが、参加者の受講態度は積極的かつ真摯であり、多数の質問が出され、活発なセミナーとなった。また、参加者からの質問の内容も事前に資料をしっかりと読み込んだ上で受講していることが感じられるものであった。



【法律司法研修所におけるセミナーの様子】

(2) 法律司法研修所との意見交換

法律司法研修所のマルセリーナ所長らと今後のセミナー実施について意見交換をするとともに、同研修所で実施されている研修の概要について情報収集を行った。

今回のセミナーは公証人・登記官候補生向けコースのプログラムの一部（特別授業）として実施したものであるが、2024年8月に全課程が修了となり、次の開講時期は未定とのことであった。裁判官・検察官・公設弁護士候補生向けのコースは、2025年1月の修了に向けて実地研修の段階に入っており、当面はセミナーを実施する機会がないとのことであった。

また、新たに一般弁護士候補生向けのコースが設けられ、2024年3月から15か月（このうち、インターンによる実地研修が9か月）で開講される予定ということであった。このほか、新しい立法や重要な法改正が行われた場合には、現役の裁判官や検察官に対しても研修を実施しているとのことであった。

マルセリーナ所長からは、当部が実施するセミナーについては、受講生の関心が非常に高く、1日では足りないとの声も多かったので、今後も特別授業の枠を利用し

て、公証人・登記官候補生向けのコースと一般弁護士候補生向けのコースにおいて、それぞれ1～2日程度のセミナーを現地で実施してほしいとの発言があった。

5 今後の支援の方向性

司法省からは、支援対象として、土地関連の3つの法案（国有の私的不動産に関する法案、国有の公的不動産に関する法案、コミュニティによる共用不動産の管理に関する法案）が具体的に提示されており、当該支援要請に基づき、引き続き現地出張又はオンラインにより必要な支援を実施していくことが望ましいと考える。司法省からは、時間を掛けても良いものを作りたいとの意向が示されており、従前実施していた共同法制研究のような形など、来日型の研修も活用した上でじっくりと取り組むことも有効であると考えられる。

土地財産委員会が実施する土地の所有者及び境界の決定手続を円滑に運用していくためには、同委員会の委員が関連法令の知識を深めるとともに、土地紛争の処理に精通する必要がある。同委員会の委員からは、日本における土地紛争の処理方法について興味を示されていたので、調停等に関する一般的な知識の情報提供を行うほか、これらをテーマとしたセミナーを実施することも考えられる。

法律司法研修所から要望された、公証人・登記官候補生向けのコースと一般弁護士候補生向けのコースにおけるセミナーの現地開催についても、引き続き必要な支援を実施していくことが望ましいと考える。

東ティモールでは、2022年に不動産登記法及び地籍情報法が施行されたとはいえ、依然として土地に関する法令の整備や円滑な運用が優先的に取り組むべき課題となっており、司法省、土地財産委員会及び法律司法研修所に対しては、引き続き日本の不動産登記制度や土地紛争解決に関する情報提供が不可欠であると認識した。今後も、現地出張又はオンラインによるセミナー等を効果的に組み合わせることにより、途切れることなく必要な支援を続けていくことが望ましいと考える。

6 おわりに

今回の出張では、相手方機関から当部の今後の活動に対して多くの期待が寄せられ、これまでの我が国からの支援に対する信頼の高さを感じることができた。

現在、東ティモールでは、早期のASEAN正式加盟を目指して様々な取組が進められているところ、今後の経済活動の発展を見据えて、土地問題の根底にある法制度や運用の課題を解決していくことが望まれており、土地関連の法分野における我が国の支援を継続していくべきである。

特に、現在のホルナイ司法大臣は、当部で実施した共同法制研究の参加者であり、司法省と非常に良好な関係が続くことが想定され、当部にとって強みがある分野で必要な支援を継続していくことにより、東ティモールとの緊密な関係が今後もより一層深まっていくのではないかと期待している。